



千葉県では、豊かで多様な自然環境や県民の生活環境を保全するため、大気・水環境の常時監視や事業者への指導、産業廃棄物不法投棄に対する24時間365日対応の監視パトロールなど、様々な施策に取り組んできました。

その結果として、産業廃棄物の不法投棄が大幅に減少したほか、大気・水環境も改善を図ることができました。

しかしながら、本県を取り巻く現状を見ると、環境基準未達成の光化学オキシダントへの対応、微小粒子状物質（PM_{2.5}）による大気汚染の顕在化、外来生物や特定の鳥獣の著しい増加による生態系への影響、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出量削減など、引き続き解決に向けて取り組んでいかなければならない課題があります。

県では、こうした課題に適切に対応し、本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくため、環境政策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」に基づき、各種施策に取り組んでいるところです。また、平成29年10月に策定した総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」においても、重点施策の一つとして、「みんなで守り育てる環境づくり」を掲げ、身近な地域から地球規模に至るまで様々な環境問題に対する施策を積極的に展開することとしています。

平成29年版環境白書では、「千葉県環境基本計画」に掲げた施策の実施状況や県の環境の現状に加え、最近のトピックスとして、本県の特定外来生物の防除対策について記述しています。

広範な環境問題へ対処していくためには、県のみならず、市町村、事業者・団体、そして県民の皆様が一つになって、「オール千葉」で行動していくことが大切です。本書を通じて、多くの方々が環境問題への理解や関心を深め、本県における環境保全の取組の一層の推進につながりますことを期待しています。

平成30年3月

千葉県知事 森田健作

千葉県環境憲章

今、地球はたいへん傷ついています。人間のさまざまな営みが自然の微妙なバランスを崩し、生物の生存基盤をおびやかしています。そして、この根底には人間の「生き方」が大きく関係しています。このままでは、取り返しがつかなくなります。

私たちのふるさと千葉は、美しい海岸線やなだらかな山々、温暖な気候など自然の恵みを受けながら、先人のたゆまぬ努力により今日の社会を築いてきましたが、この過程で空気や水や土の汚染、増大するごみ問題などが発生し、豊かな自然も一部では失われつつあります。

千葉県は首都圏の重要な機能の一翼を担い、また世界に向け大きな飛躍が求められています。うるおいとやすらぎのあるふるさととして、これからも調和ある発展を図り、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、かけがえのない地球をささえる一員であることを考え、環境問題に関心を深め、行動する新たなライフスタイルの確立をめざして、ここに千葉県環境憲章を定めます。

- 1 便利さや物を優先するくらしを見直し、地球にやさしいくらしに努めましょう。
- 2 貴重なエネルギーを大切にし、さわやかな青空をめざし、車の上手な利用や適度な冷暖房などに努めましょう。
- 3 房総の青い海、きれいな川や沼をとりもどすよう、よごれた水を流さない心づかいと実践に努めましょう。
- 4 限りある資源の有効活用に努め、「ごみ・ゼロ成長社会」をめざし、ごみを減らし、リサイクルを進めましょう。
- 5 身近ないきものや緑とのふれあいを通じ、自然の成り立ちと役割を学び、生物と共生できる自然環境の保全に努めましょう。
- 6 私たちの一人ひとりが環境の守り手であることを自覚し、家庭、学校、職場、地域で力を合わせ快適な環境づくりを進めましょう。

☆表紙写真☆

養老溪谷

県立養老溪谷奥清澄自然公園内にある養老溪谷は、南房総の清澄山系に源を発する養老川の上流沿いに位置し、豊かな自然が今なお残っています。

養老川沿いには遊歩道が設けられ、春はヤマツツジ、初夏は新緑、そして関東で一番遅い紅葉など、四季折々の美しい景観のほか、清流のせせらぎや小鳥のさえずりを聞きながら散策を楽しむことができます。

目 次

第1部 特集

特定外来生物の防除対策	1
1 特定外来生物について	1
2 カミツキガメの防除対策について	3
3 ヒアリ対策について	11
4 その他の特定外来生物について	14
5 まとめ	15

第2部 良好な環境の創造に向けて

序章 県の施策体系	16
第1章 地球温暖化防止に取り組む	20
第1節 温室効果ガスの排出量削減	20
第2節 森林などによる二酸化炭素吸収の確保	30
第3節 オゾン層保護のためのフロン対策	34
第2章 豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保	39
第1節 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開	39
第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用	44
第3節 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生	51
第4節 都市における緑と水のネットワークづくり	61
第5節 野生生物の保護と管理	69
第3章 資源循環型社会を築く	77
第1節 3Rの推進	77
第2節 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止	93
第3節 バイオマス利活用の推進	109
第4節 残土の適正管理	114
第4章 安心できる健やかな環境を守る	117
第1節 良好な大気環境の確保	117
第2節 騒音・振動・悪臭の防止	143
第3節 良好な水環境の保全	161
第4節 良好な地質環境の保全	181
第5節 化学物質による環境リスクの低減	195
第6節 放射性物質による環境汚染への対応	204
第5章 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり	210
第1節 環境学習の推進	210
第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進	219
第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用	226
第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進	232

第6章 環境を守り育てるための共通的・基盤的な施策の推進	236
第1節 環境と調和のとれた土地利用の推進	236
第2節 環境影響評価制度の充実	237
第3節 環境情報の提供と調査研究体制の充実	240
第4節 その他の環境保全対策	247
1. 千葉地域公害防止計画	247
2. 環境保全協定	248
3. 特定工場における公害防止組織の整備	249
4. 公害紛争・公害苦情の処理	250
5. 環境犯罪の取締り	251
6. 公害健康被害補償予防制度	252
7. 市町村の環境保全対策	253
環境基本計画 指標の進捗状況一覧	254
環境用語解説	260
・巻末に解説がある用語について、*をつけました。	

※本白書では、年号を示す際に、原則として「平成」の表記は省略しています。